

法人名 :
部 署 :
役 職 :
名 前 :小川 徹

コメント:

適用初年度以前の取扱いに関して78項に規定される注記については、移行にあたっての実務負担が極めて大きくなることから注記不要としていただきたい。

少なくとも80項の規定は削除してほしい。連結で79項の簡便な方法を採用する上場会社等のリース子会社の場合、子会社単体としては開示の必要性に乏しい会社が多く、連結でも使用しないのであるから、必要性に比べて負担が過大になってしまいます。

仮に注記を必要とする場合であっても、定額配分処理に限定せず、各社が現在、行っている処理(例えば定率償却)を認めたくえで利息法との差額を注記すれば、移行にあたっての所期の目的は達成されるはずです。

草案どおりとすると、利息法にもとづく注記に加え、定額配分処理も新たに行わなければならない、さらに現行処理の定率償却の継続(税法改正案にしたがった賃貸借処理)という3つの処理を実施することになり、実務対応が極めて煩雑になって、システムの準備も膨大になります。これでは、124項に記述されている「簡便な取扱いとして、変更による影響を生じない」とする主旨と全く逆の結果を招いてしまいます。